

家族信託と相続対策の 基本を知ろう

〒355-0063

埼玉県東松山市元宿二丁目2番地18 2階

司法書士柴崎智哉

TEL 0493-31-2010

<http://souzoku-shiba.com/sintaku/>

家族信託専門士（第1期）

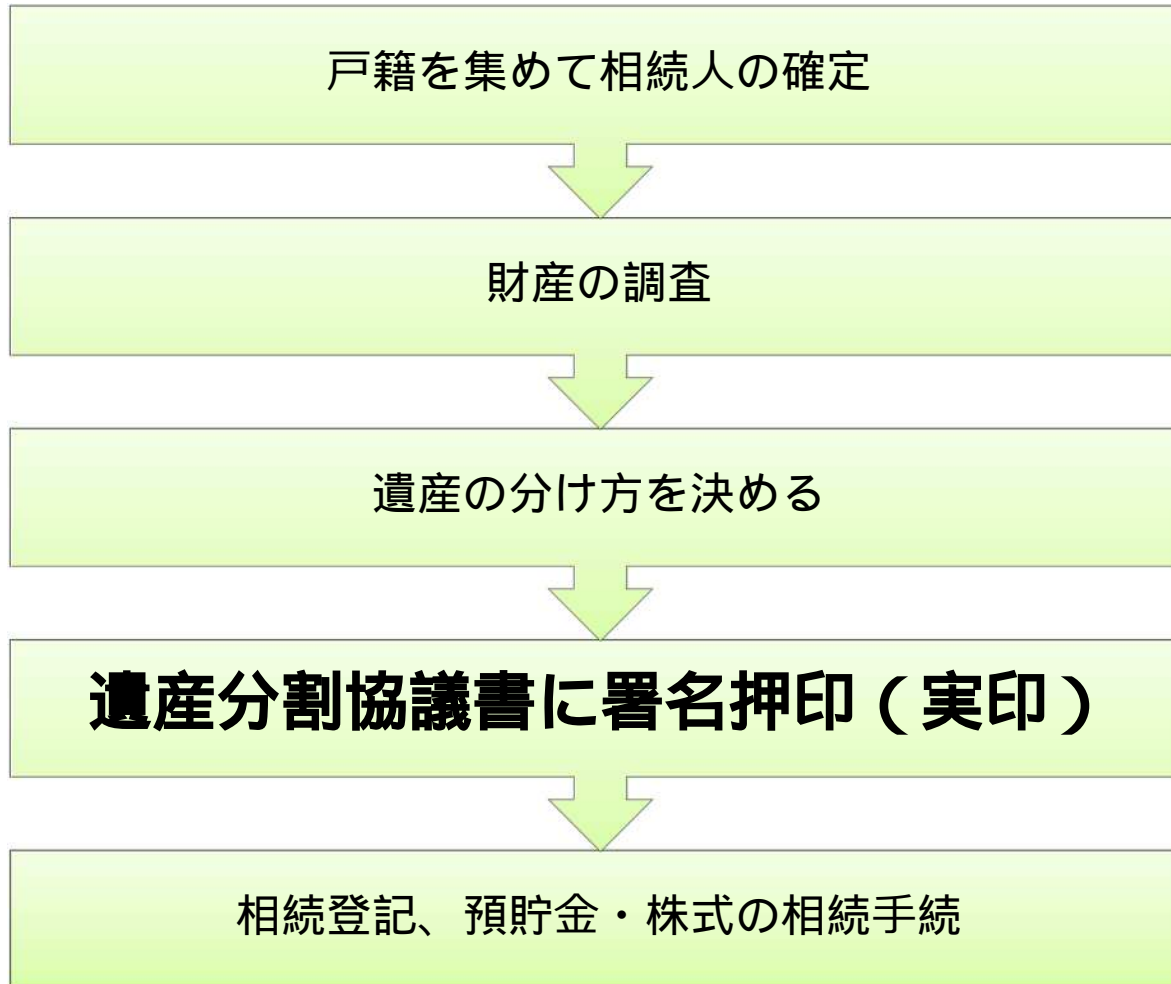
一社）家族信託普及協会会員

一社）民事信託推進センター会員

公社）成年後見センター・リーガルサポート会員

相続と遺言

相続手続の流れ（遺言がないとき）



遺産分割協議ができるか？

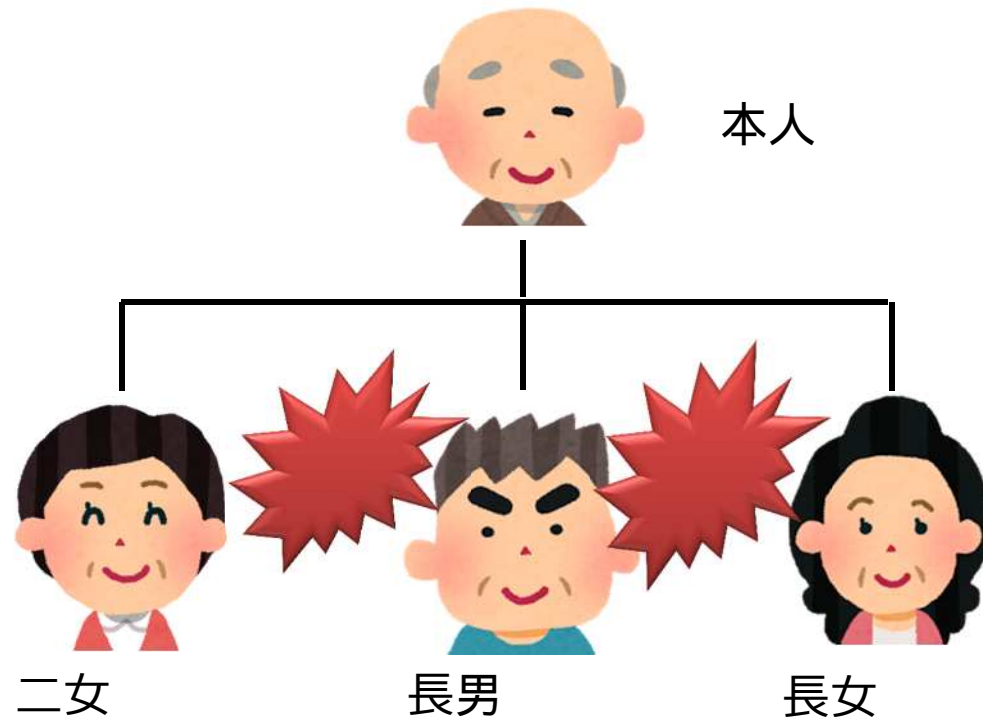
遺産分割協議がまとまらないと
相続手続が滞る！

対処法は生前に**遺言書**を作ること



遺言書を作るべきケース

推定相続人の仲が悪いとき

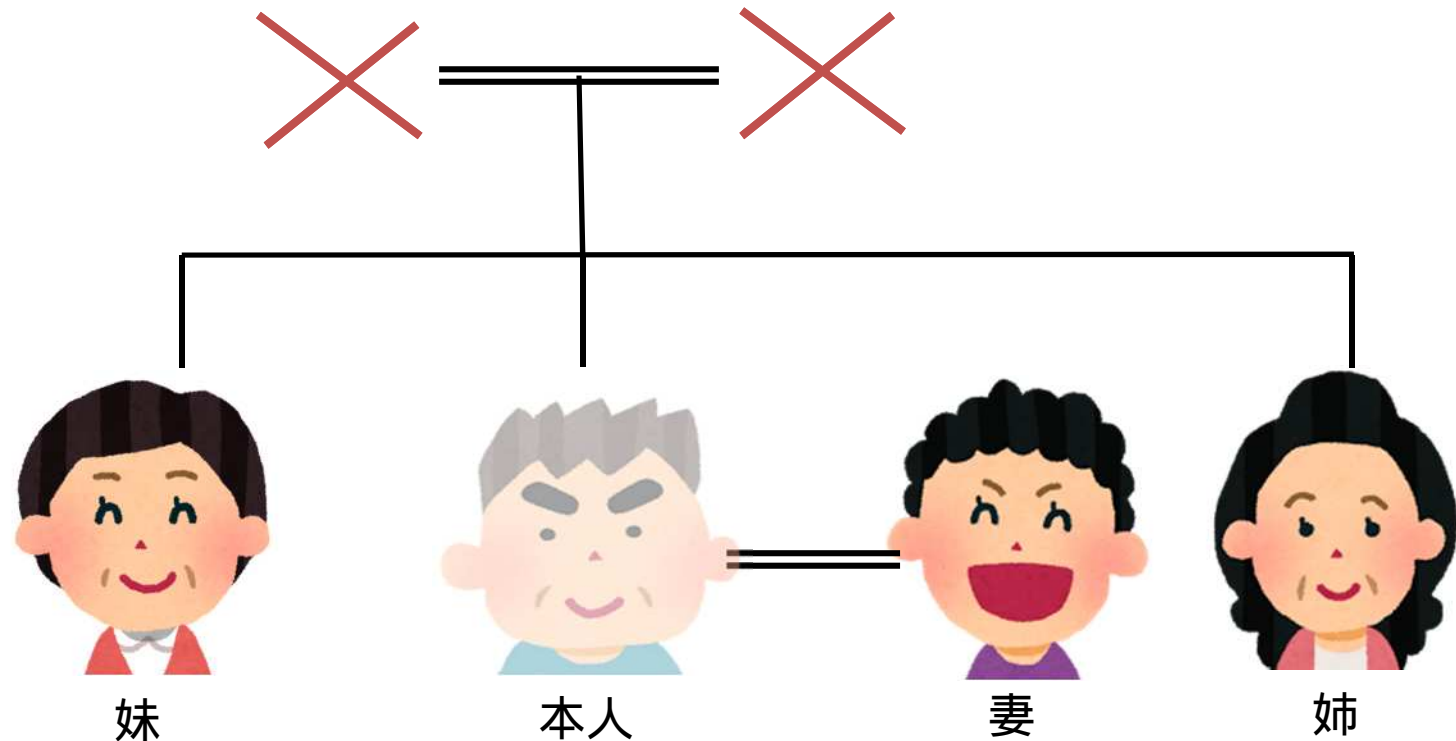


- 同居して世話や介護をした
- 生前に一人だけ贈与を受けた
- 自宅不動産が主な財産である
- 相続人の配偶者が口を出してくる
- 売れない不動産がある

遺言書を作っておくことによって、財産の分け方を指定できる。
相続開始後、**遺言書を使えば**、遺産分割協議をせずに相続手続ができる。

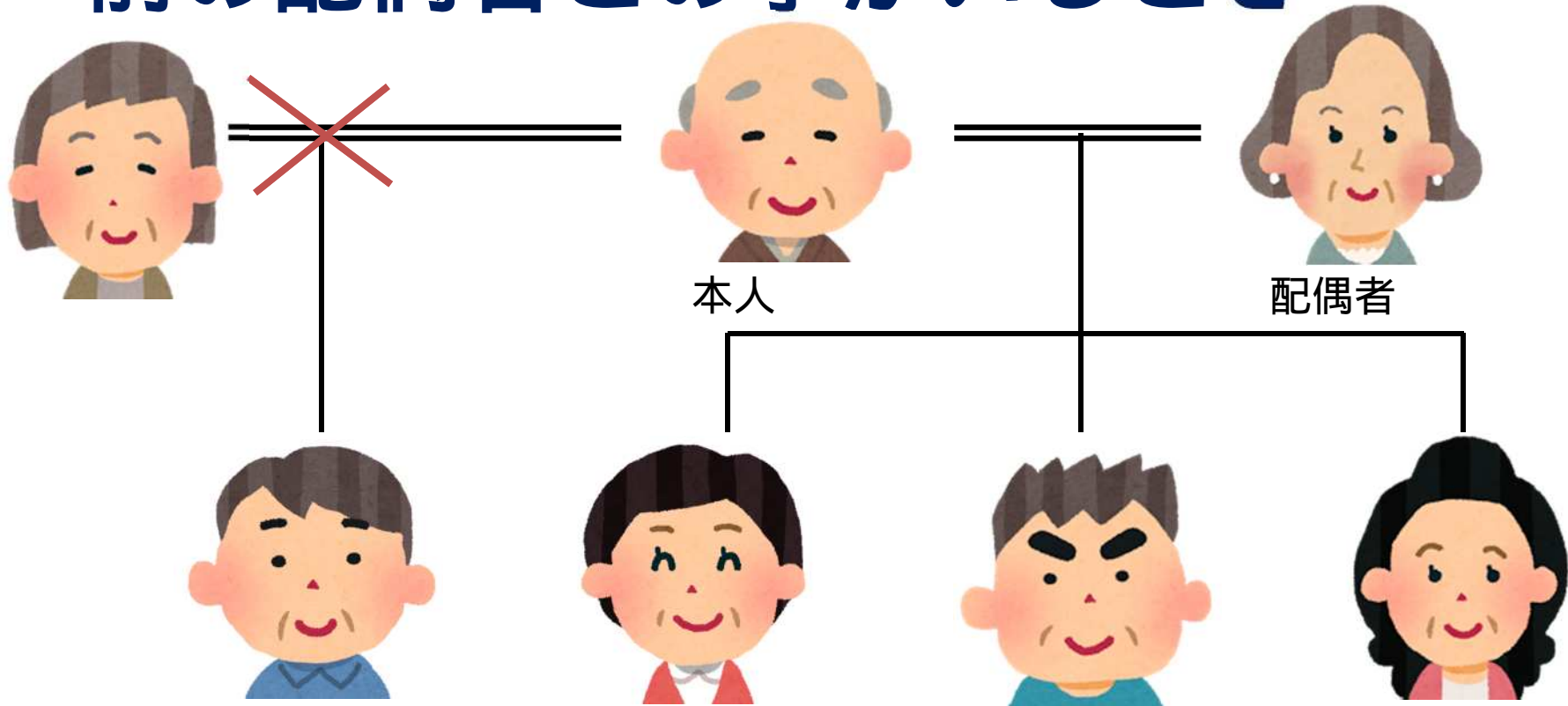
遺言書を作るべきケース

子どもがいないとき



子どもがいない場合、配偶者の他、直系尊属又は**兄妹姉妹**が相続人となる。
妻は、夫の兄弟姉妹と遺産分割協議をしなくてはならない。
遺言書を作れば、兄弟姉妹には遺留分がないから**全部を妻**に相続させられる。

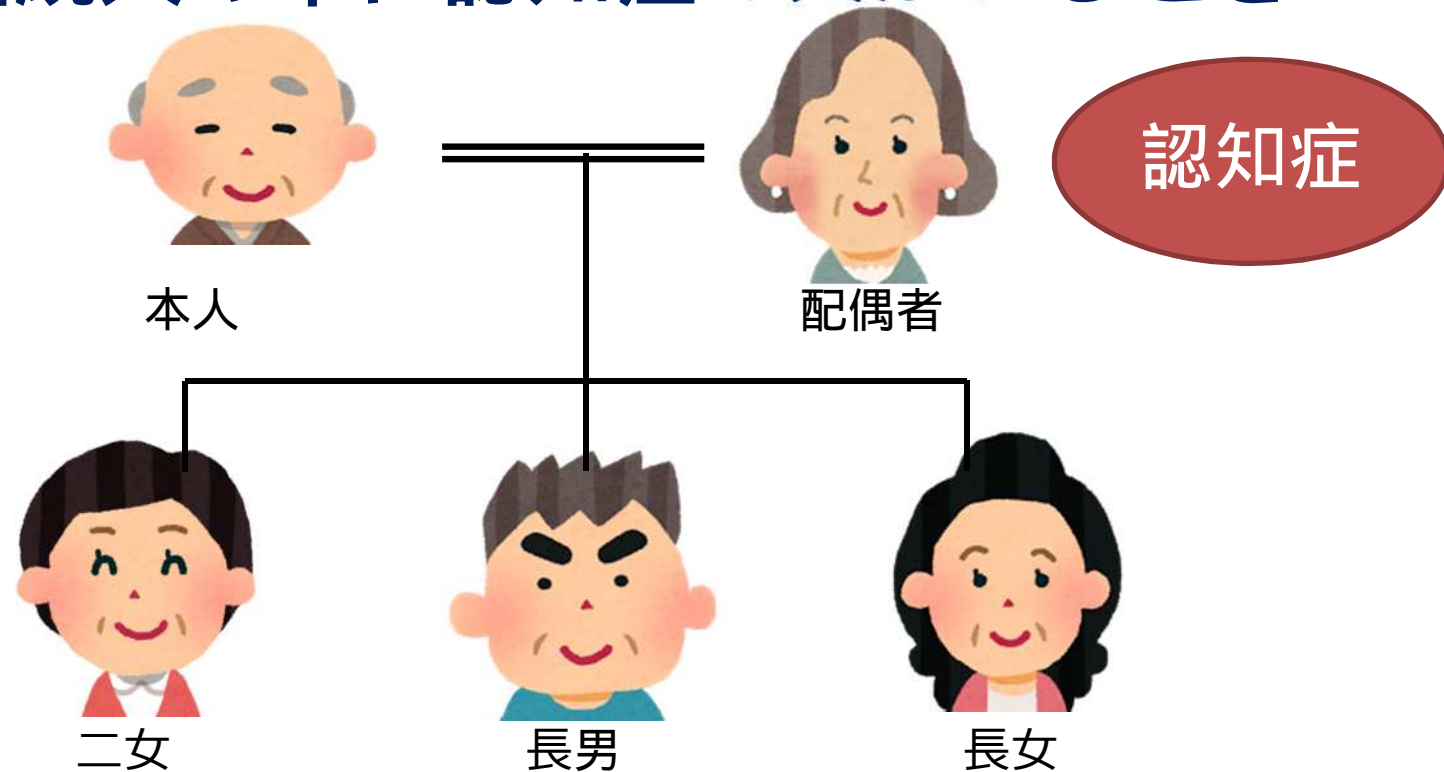
遺言書を作るべきケース 前の配偶者との子がいるとき



別れた配偶者との間の子も相続人になる
今の家族と面識がないと、遺産分割協議が難航することに

遺言書を作るべきケース

推定相続人の中に認知症の人がいるとき



認知症や障がいでは**判断能力が不十分**な方は遺産分割協議ができない
成年後見人をつけなくては遺産分割協議ができない

行方不明の人がいる場合は、**不在者財産管理人**をつけなくてはならない

未成年の子がいる場合は、**特別代理人**をつけなくてはならない可能性あり 8

お勧めは公正証書遺言

- 公証人が作るので無効になることはほとんどない
- 原本は公証役場で保管
- 検認の手続は不要（相続手続がスムーズ）
- 公証役場に行けない場合は、公証人が出張することもできる

専門家に公正証書遺言のサポートを依頼した場合の流れ

面談を行って遺言の内容を決める

戸籍謄本、印鑑証明書、不動産の登記簿謄本や評価証明書など必要な書類を集める

公証人と遺言の文案を検討する

証人 2 人と一緒に公証役場に行き、遺言書を完成させる

公正証書遺言の文例

遺言公正証書

本公証人は、遺言者鈴木父郎の囑託により、後記証人2名の立会いのもと、遺言者の口述を筆記し、本証書を作成する。

第1条 遺言者は、遺言者の有する次の不動産を、遺言者の妻鈴木松子(昭和〇年〇月〇日生)に相続させる。

所在地	東松山市〇町〇丁目
地番	〇番〇
地目	宅地
地積	〇〇・〇〇m ²

所在地	東松山市〇町〇丁目	〇番地〇
家屋番号	〇番〇	
種類	居宅	
構造	木造スレート葺2階建	
床面積	1階	〇〇・〇〇m ²
	2階	〇〇・〇〇m ²

第2条 遺言者は、遺言者の有する下記預貯金を遺言者の長男鈴木一郎(昭和〇年〇月〇日生)に相続させる。

〇〇銀行	東松山支店	普通預金
口座番号	1234567	
〇〇銀行	東松山支店	定期預金
口座番号	1234567	
ゆうちょ銀行	通常貯金	
記号	〇〇〇〇〇	番号12345678

第3条 遺言者は、前各条に記載した財産以外の、遺言者の有する動産その他一切の財産を前記妻鈴木父郎に相続させる。

第4条 遺言者は、祖先の祭祀を主宰すべき者として、前記長男鈴木一郎を指定する。

第5条 遺言者は、この遺言の遺言執行者として前記長男鈴木一郎を指定する。

2. 遺言執行者は、この遺言に基づく不動産に関する登記手続及び預貯金の名義変更・解約・払戻しその他この遺言の執行に必要な一切の行為をすることができる。
3. 遺言執行者は、この遺言の執行に関し、第三者にその任務を行わせることができる。

附言事項

家族が仲良く暮らしていくことを願っています。

< 以下 略 >

家族信託で認知症対策

家族信託は何に活用する？

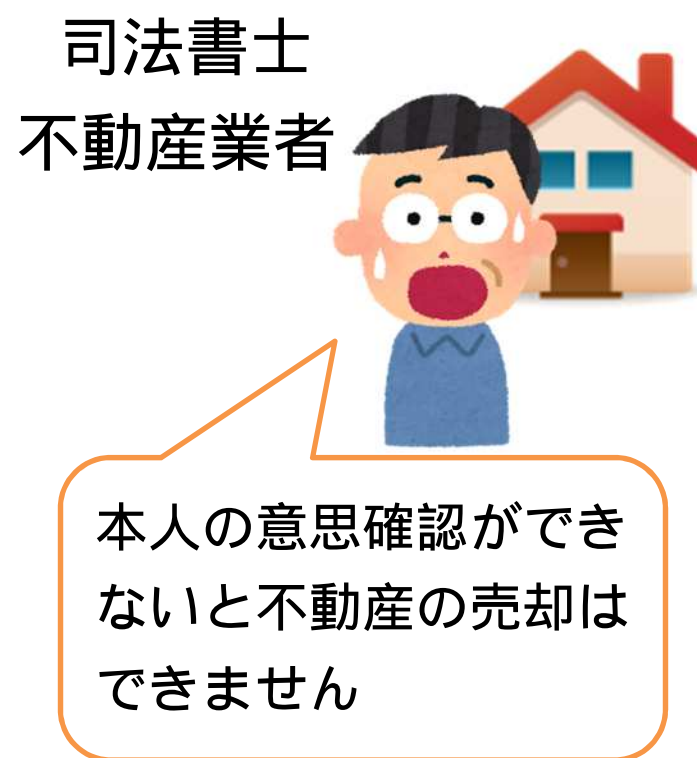
1. 財産管理の認知症対策

- 柔軟な財産管理
- 相続税対策・資産活用

2. 何代にも渡り承継者を指定

通常の遺言、後見の制度ではできない事が可能に

判断能力がなくなるとどうなる？

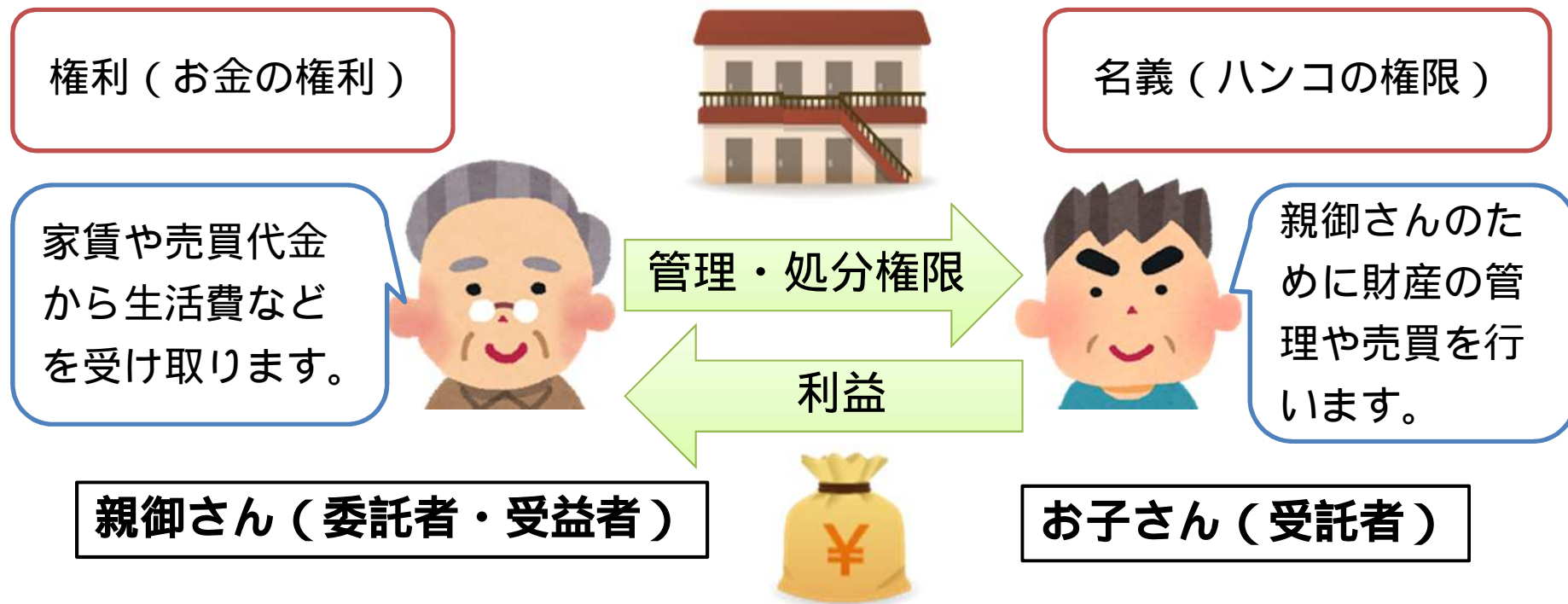


成年後見制度を使う

成年後見制度のデメリット

- 相続税対策・資産活用 ×
- 十分な預貯金がある場合、不動産を売る許可を家庭裁判所が出さない
- 成年後見人になる人を選ぶのは家庭裁判所
- 司法書士や弁護士が選ばれれば、継続的に報酬が発生（月 2 万～6 万円）
- 定期的に裁判所に報告書を提出する

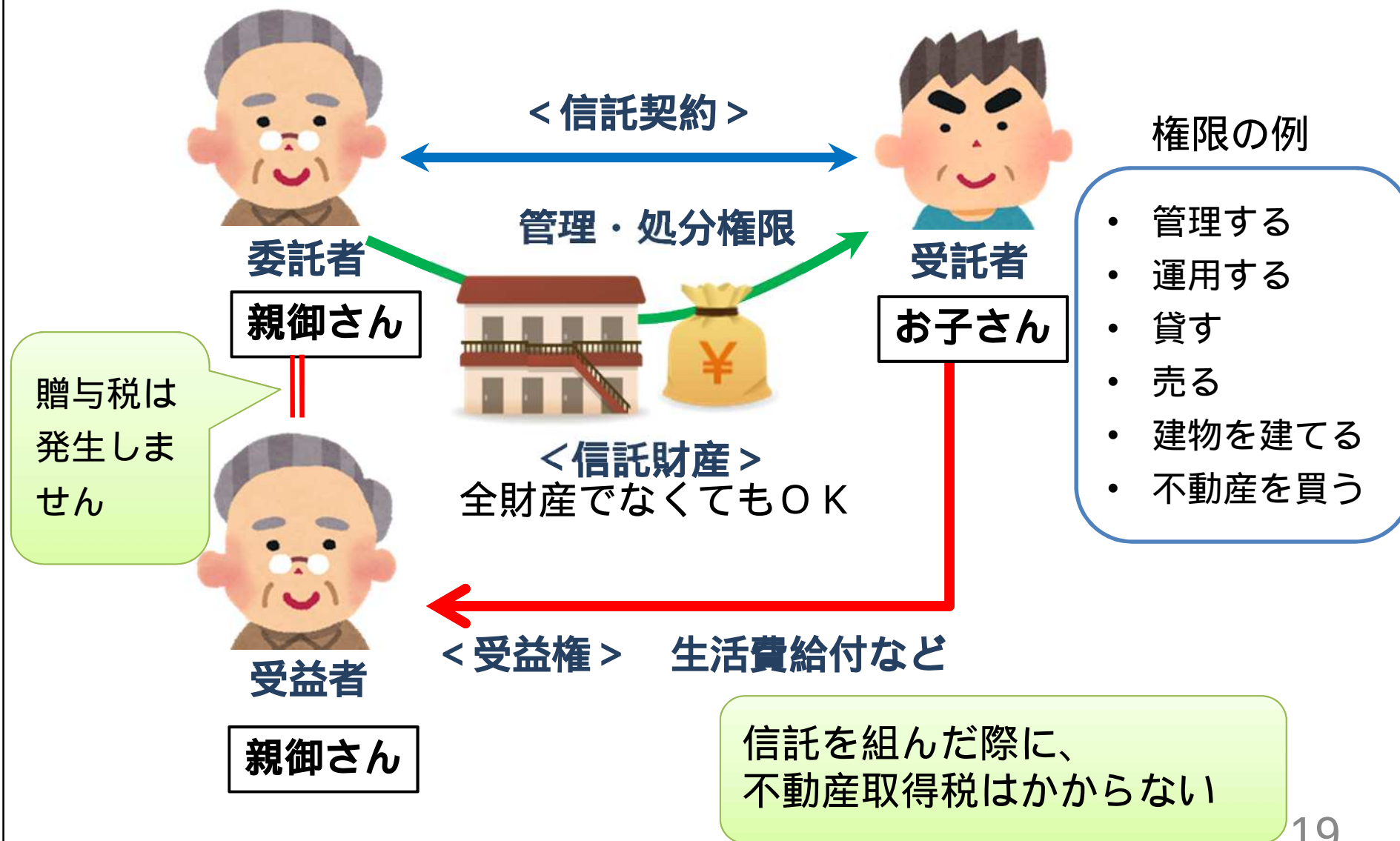
家族信託を活用しよう！



家族信託とは

1. ご自身 （委託者）の財産を、
2. 信頼できる家族 （受託者）に託し、
3. 利益を受ける人 （受益者）のために、
4. 特定の目的に従って、管理・処分してもらう財産管理の手法。

家族信託 基本スキーム図



相続が発生したら

- 信託を終了させて、**残った財産**を取得する人を指定できる。
- 信託を終了させずに、**受益権**を承継する人を指定できる。
- **遺言書**を作ったのと同様の効果を持たせられる。

(注) 相続税は課税される

家族信託のメリット

- 委託者が認知症になっても、
受託者の判断で不動産を売れる。
- 受託者は、相続税対策や資産活用を
継続できる。
- お金も受託者が管理できる。
- 財産の承継者を指定できる。

契約による信託のイメージ



認知症対策信託



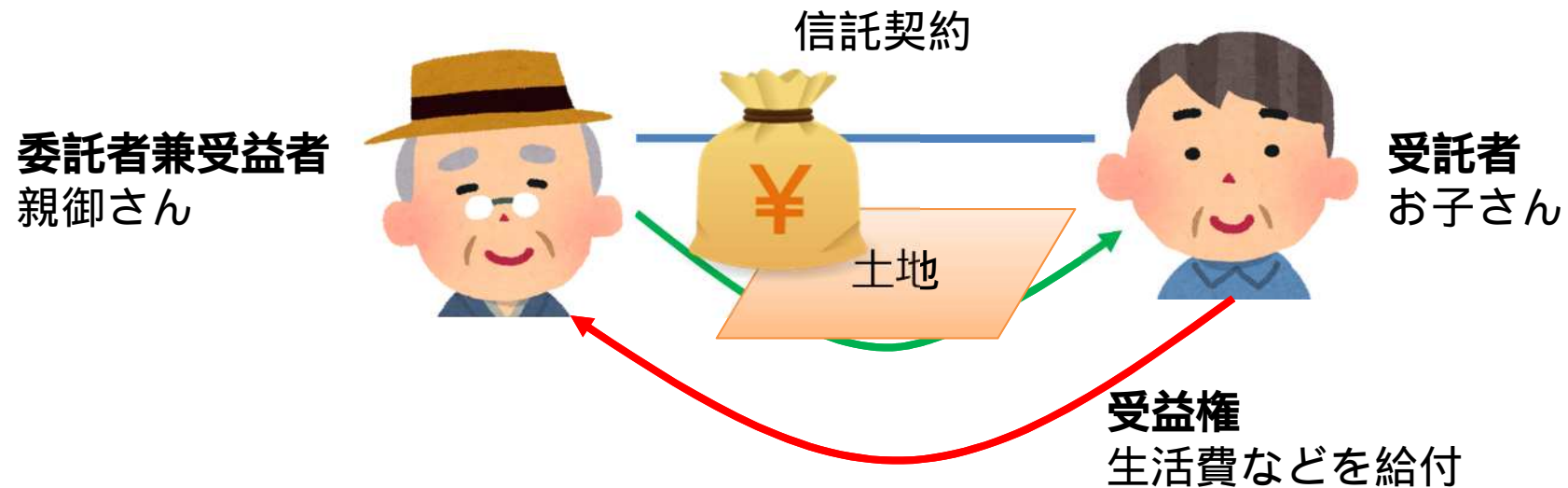
土地

- 土地をお持ちの資産家の親御さんが、アパート建設や不動産の組替えをして**相続税対策**をしたいと考えています。また、将来の**相続税の納税に備えて**不動産を現金化しておきたいとも考えています。
- しかし、アパート建設や不動産の組替えには、ある程度の期間がかかります。その間に認知症になってしまうと...

認知症対策信託

- 認知症になって判断能力がなくなると
アパートの建設や不動産の売買 ×
- 成年後見人（法定後見人）をつけても、
相続税対策のためのアパート建設や不動産の
売買 ×
 - 成年後見制度はご本人のためにご本人の財産を守る制度
 - 相続税対策や資産活用 ×

認知症対策信託



- 親御さんが元気なうちに、お子さんに土地やお金を信託します。
- お子さんに管理・処分権限を与えることによって、親御さんが認知症になった後も、お子さんがアパート建設や不動産の売買を行うことにより相続税対策・納税資金の準備を続けることができます。
- 信託した財産から得た利益は、親御さんのために使います。

自宅信託

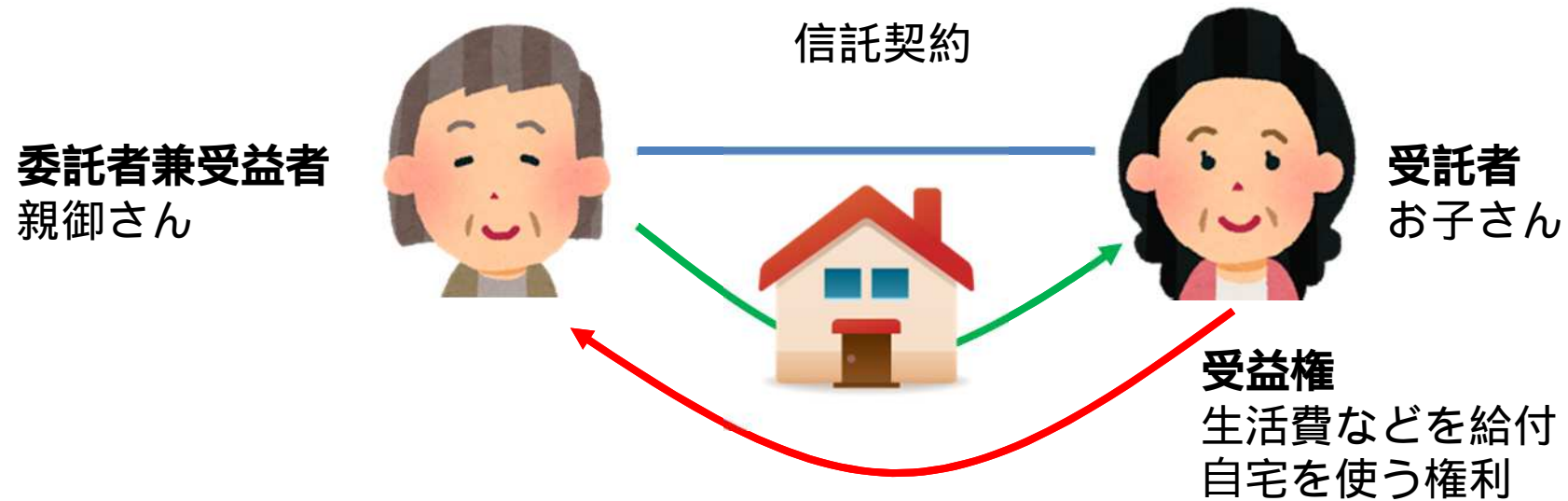


- 一軒家をお持ちの親御さんいらっしゃいます。
- 将来、介護施設に移り住む可能性があります。
- しかし、認知症になってしまうと...

自宅信託

- 認知症になって判断能力がなくなると
不動産の売却 ×
- 成年後見人（法定後見人）をつけても、居住用
不動産を売るには家庭裁判所の許可が必要。
お金が足りないなどの理由がないと売却は... ×
- 誰も住まなくなった空き家を売ることができず
に、固定資産税や維持費を払い続ける。

自宅信託



- 親御さんが元気なうちに、お子さんに自宅不動産を信託します。
- 信託した後も、親御さんは自宅不動産を使うことができます。
- お子さんに管理・処分権限を与えることによって、親御さんが認知症になって自宅に戻ることがなくなった場合、お子さんの権限で不動産を売却できます。
- 不動産の売買代金は、親御さんのために使います。

アパート信託

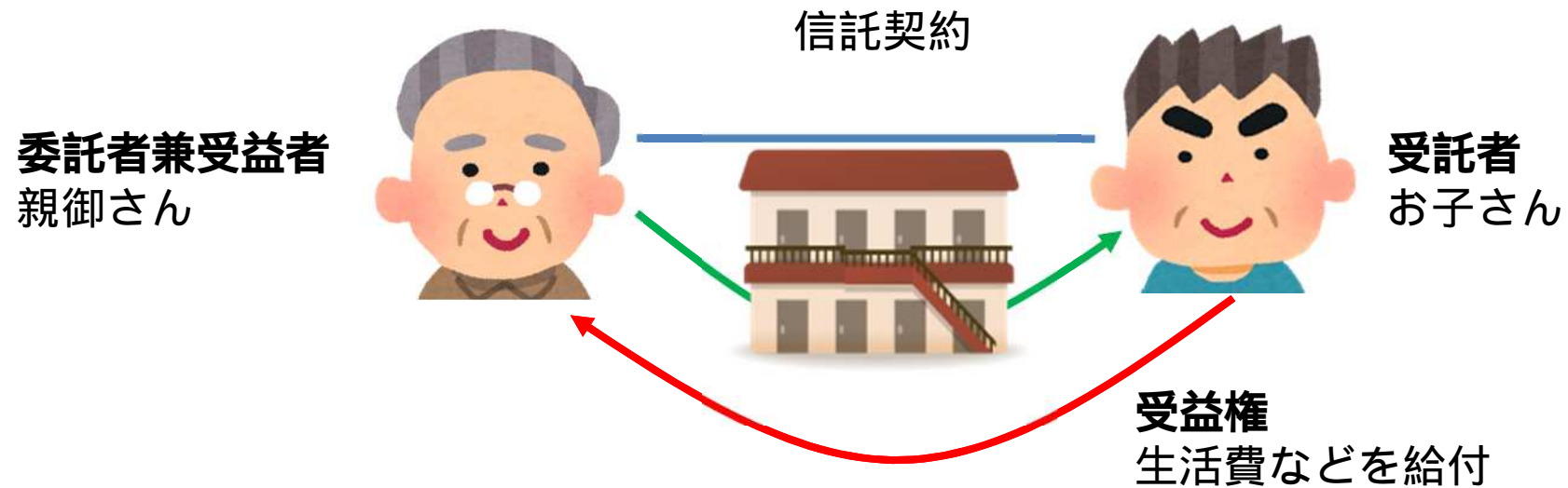


- アパートをお持ちの親御さんがいらっしゃいます。
- 親御さんが認知症になると何が困るのでしょうか...

アパート信託

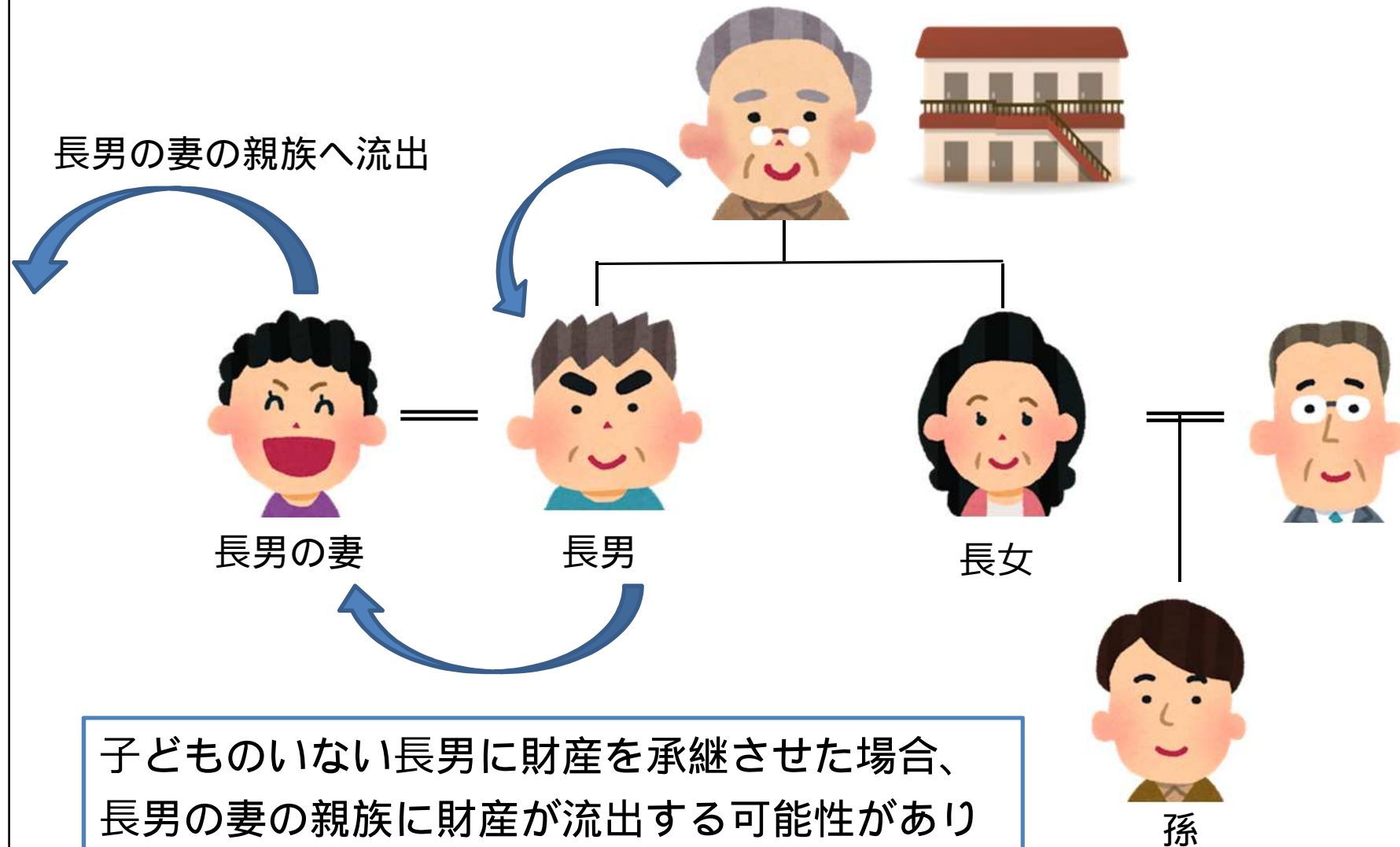
- アパート経営者が認知症になると困る事
 - 銀行口座からお金が下せない。
 - 賃貸借契約が結べない。
 - 管理委託契約が結べなくなります。
 - 大規模修繕ができない。
 - 不動産の売却や建替えができない。
- 成年後見人（法定後見人）をつけても、**相続税対策** ×
- 財産が多い方の場合、成年後見人に**司法書士や弁護士**が選ばれる可能性が高くなり、**後見人報酬**が継続的に発生

アパート信託

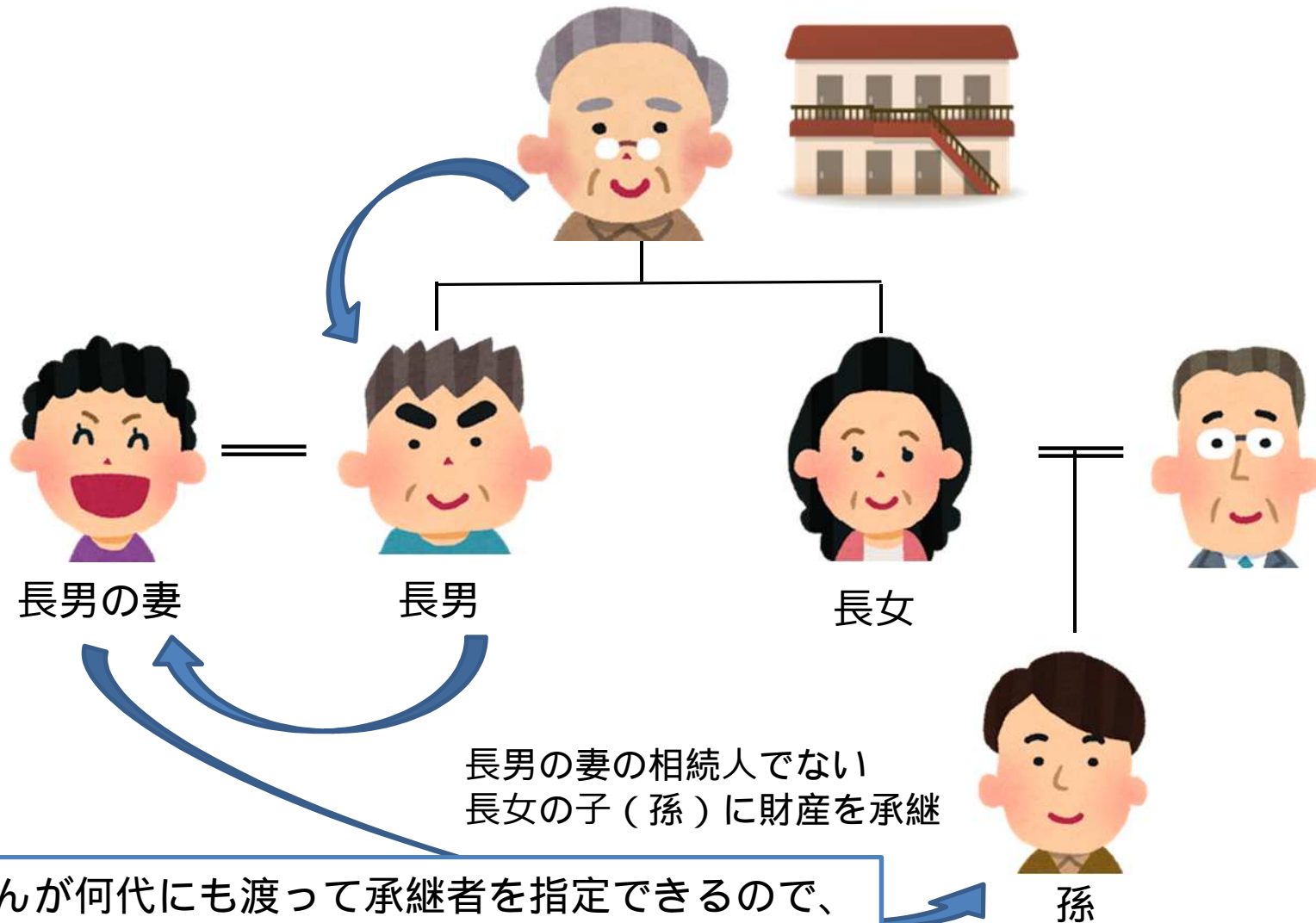


- 親御さんが元気なうちに、お子さんにアパートを信託します。
- お子さんが家賃の回収や経費の支払を行いアパートを管理していき、その利益を親御さんに給付します。
- お子さんに管理・処分権限を与えることによって、親御さんが認知症になった後も、お子さんがアパートを管理し、必要に応じて売却、建替え、リフォームもできます。

承継者指定信託（受益者連続信託）

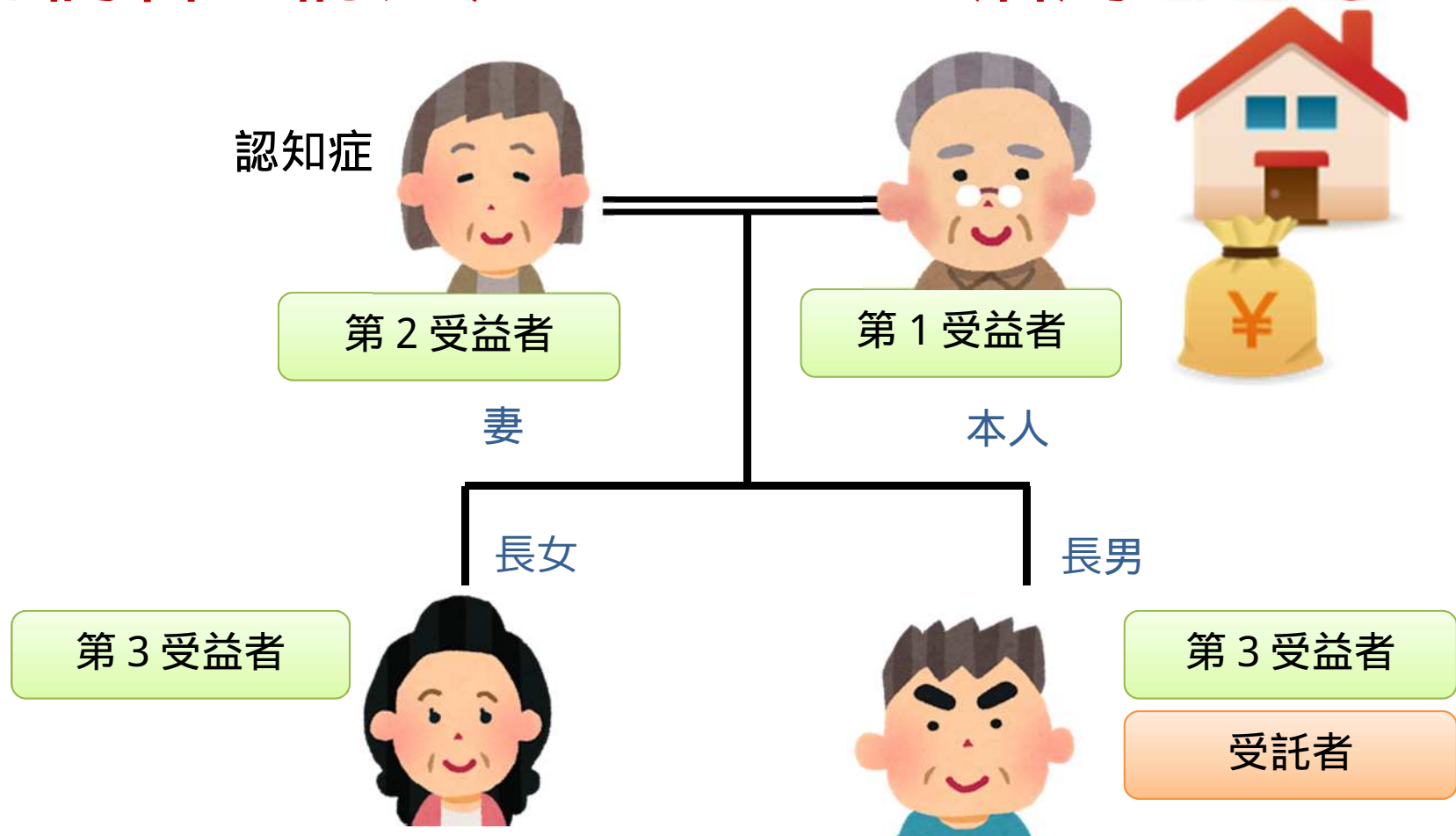


承継者指定信託（受益者連続信託）



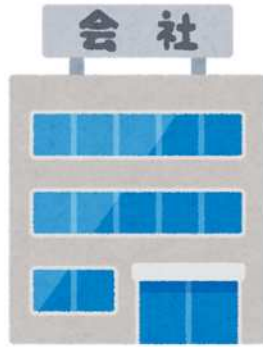
親御さんが何代にも渡って承継者を指定できるので、最終的に自分の直系の孫に承継させることができます。

配偶者が認知症のケースで活用できる



妻に財産を相続させたいが、認知症で管理ができない。
子ども受託者にして妻のために財産を管理させることができる。

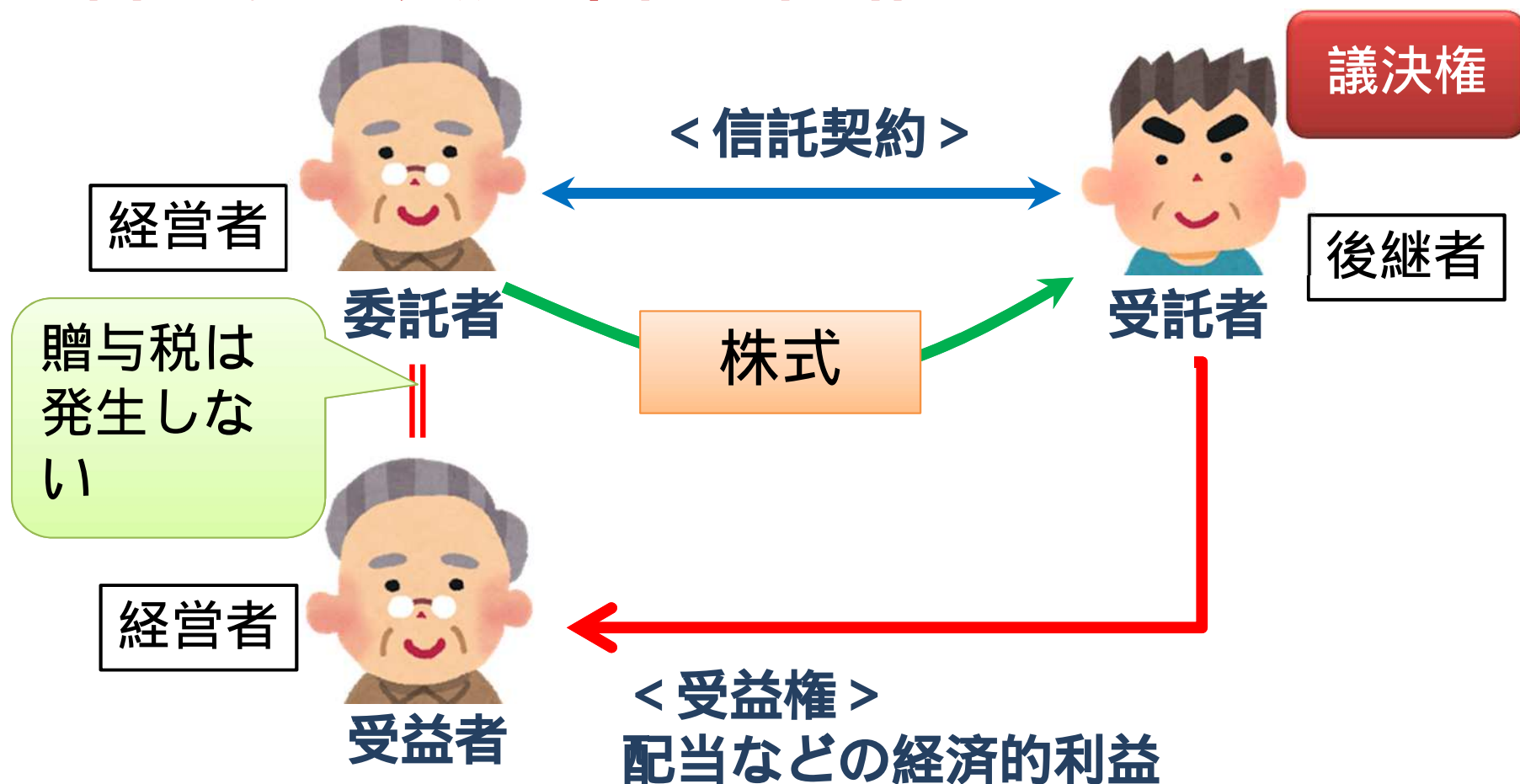
株主が認知症になったら



認知症

- 会社にとって重要なことは、**株主総会の決議**で決める。
- 株主が認知症になると株主総会決議ができずに、**会社運営に支障**が出る。

株式を後継者に信託する



経営者を指図権者に指定しておく。
経営者が元気なうちは議決権の行使方法を指示できる。

判断能力がないと家族信託は組めない

- 委託者が信託スキーム・信託契約書の内容を理解できない場合は、家族信託を組めない。
- 早期の相談が重要

まとめ

- 家族信託を使うかの大きな判断基準
 - 認知症になったら**相続対策・財産管理・不動産売却**の面で困るか？
 - **何代にも渡って資産承継先を指定する**必要があるか？
- 判断能力が低下してからでは**家族信託は組めない**

電子書籍（kindle本） 無料配布中

- Amazonにて
「**家族信託 活用ガイド**」で検索
してください。
- Amazonの意向で無料配布が中止さ
れる場合があるのでお早めに！
- 専用端末がなくても、PCやスマ
ホで読めます。
 - Amazonにて「kindle無料アプリ」
をダウンロードしてください。



Kindle本 99円シリーズ



Amazonにて99円でダウンロードできます。

「柴崎智哉」で検索してください。

ご清聴ありがとうございました。

司法書士柴崎智哉事務所

〒355 - 0063

東松山市元宿二丁目26番地18 2階

TEL **0493-31-2010**

<http://souzoku-shiba.com/>

「埼玉東松山の相続サポート」で検索

東武東上線 高坂駅 西口より徒歩4分



- 家族信託
- 不動産・預金の相続手続
- 遺言書作成サポート
- 成年後見の申立